

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ			
			達成度	達成時期	その他特記事項	
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	独立行政法人	◎	平成20年3月13日付で契約事務取扱細則を改正、平成20年4月1日から実施	平成20年度第一四半期(4～6月)実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 254,572,392円(63.1%)、競争性のない随意契約 148,866,605円(36.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 23件(59.0%)、競争性のない随意契約 16件(41.0%)	
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	独立行政法人	○	平成20年度以降	http://www.archives.go.jp/chotatsu/pdf/zuiikeiyaku_2007.pdf 計画の目標値 金額 20.7% 件数 17.5%	
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	独立行政法人	◎	平成20年4月1日	一般競争入札を行う場合はもちろん、企画競争、公募を行う際にも、競争性、透明性が確保されるような仕様書を作成。	
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人	○	平成20年度以降	平成20年度から随意契約見直し計画に対する取組を実施しているところ。 なお平成20年度監事監査の項目として随意契約見直し計画が位置づけられることとなっている。
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	独立行政法人	◎	平成20年7月4日	http://www.archives.go.jp/chotatsu/pdf/followup_2008.pdf	
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	総務省	◎	平成20年7月4日		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(省庁名: 内閣府 法人名: 国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。	独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
	このため、所要の条件整備を行う。	—	独法通則法改正法により対応。		
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	独立行政法人	本館・つくば分館の建物及び土地は、公文書等の保存のための書庫、展示施設、執務用の事務所等として活用しているところ。 特に書庫は、歴史的に重要な公文書等を将来にわたり保存する施設として、相当量の受入れに対応できるとともに長期的な使用が必然となる施設である。 移管基準の改正等により、今後さらに各府省等からの移管数の増加が見込まれることから、公文書等の排架状況を見据えながら、将来の書庫拡充も視野に入れた資産の有効活用に努めたい。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、	独立行政法人		該当する金融資産は保有していない	
	既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。				
④	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。	独立行政法人	該当なし		
	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	独立行政法人			「(独)国立公文書館の体制等の充実のための方策について検討を行う中で、広報業務における民間競争入札の導入の可能性について検討し、監理委員会と連携しつつ、平成21年度末までに結論を得る。」(公共サービス改革基本方針)こととしている

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ			
			達成度	達成時期	その他特記事項	
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	独立行政法人			平成18年度以降5年間で平成17年度末に対して5%以上(3名)の人員削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組んでいる。 総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日)。	
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	所管省庁				
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	所管省庁	◎	平成20年5月23日		
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	所管省庁				
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	独立行政法人	◎	平成20年6月30日		
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	独立行政法人	◎		特定独立行政法人として、国に準じた給与規程等を設けている。 職員については、勤務成績等に応じた昇給の実施、勤勉手当の支給を行っている。 (職員給与規程) また、役員の期末特別手当についても、職務実績に応じたものとしている。(役員報酬規程)	
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎		従来より、監事による監査を受けているところ。
		評価委員会による事後評価	所管省庁			平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないことを認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	独立行政法人	◎		従来より実施しているところ
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独立行政法人			独法通則法改正法により対応。
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—			独法通則法改正法により対応。
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	独立行政法人	—		該当せず
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	独立行政法人	◎		従来より閲覧者や特別展示館者に対するアンケート方式及びホームページへのご意見コーナーを実施、また、国民の利便性を考慮し、ホームページのご意見欄をリニューアル、平成20年6月に公開。なお意見を受け、展示会目録の改善、閲覧環境の改善や案内板設置などを実施
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	—			独法通則法改正法により対応。
	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。				

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。		—	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応。		
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。		—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。		—	独法通則法改正法により対応。		
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。		独立行政法人	—		関連法人がないため該当せず
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。		総務省			
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。		独立行政法人	/	/	関連法人がないため該当せず
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人	—		関連法人がないため該当せず
		評価委員会における事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	独立行政法人	◎		従来より、課・係ごとの予算の執行状況や業務の進捗状況について常時把握しており、これにより、事業の優先度により再配分を行うなど館全体の効率的運営に努めている
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	独立行政法人	◎		従来より、国立公文書館とアジア歴史資料センターの決算額を区分した財務資料を公表
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省	平成20年3月実施済		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		
	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	独立行政法人	—		
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	独立行政法人	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ		
	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	独立行政法人	◎		従来より適切な監査体制を整備済
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	独立行政法人	○		情報交換・連携の強化に向けた対応を検討中
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	再掲。 2-(1)-①-ウ		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	独立行政法人	該当なし。		
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥事後評価の在り方

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	所管省庁	○		第3期中期目標(平成22年度～)策定時に検討の上対応
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。				
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	所管省庁	該当なし		
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	所管省庁	平成19年度業務実績の年度評価の際にチェックを行った。		
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	独立行政法人	◎		従来より、評価結果を踏まえつつ、特定独立行政法人として、国に準じた給与基準、退職金基準を設けている
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	—	独法通則法改正法により対応。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦ 情報開示の在り方

(省庁名: 内閣府 法人名: 国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	独立行政法人			国立公文書館の業務についての基本理念等を、国民に対しわかりやすく発信するための「パブリック・アーカイブズ・ビジョン」を平成18年度末に作成し、平成19年4月からウェブサイトでの掲示・リーフレット配布等を行っている。 また、法人情報の開示や業務内容の周知を目的とし、国民の利便性及びサービスの向上に向けた国立公文書館ウェブサイトの全面リニューアルを実施。平成19年4月1日より公開した。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、	行革事務局 総務省	行革事務局、総務省にて作業中(年内目途)		
	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	独立行政法人	◎		総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。 法人情報の開示や業務内容の周知を目的とし、国民の利便性及びサービスの向上に向けた国立公文書館ウェブサイトの全面リニューアルを実施。平成19年4月1日より公開した。(上記総務省の様式にも適合。)
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(省庁名:内閣府 法人名:国立公文書館)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、	独立行政法人			
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。		別添5「独立行政法人に係る寄附金の状況及び増加に向けた取組等について」		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	独立行政法人	◎	○随意契約によることができる限度額 平成18年7月1日 ○契約に係る公表基準 平成19年10月1日	平成20年4～6月実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 238,519,291円(33.0%)、競争性のない随意契約 483,701,175円(67.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 23件(57.5%)、競争性のない随意契約 17件(42.5%)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	独立行政法人	◎	平成20年7月4日	http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20080704_1.pdf 計画の目標値: 14.5%
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	独立行政法人	◎	平成19年度	企画競争を行う場合には、参加者の公募、審査基準の公表及び複数の採点項目による採点等により、競争性及び透明性の確保を図っている。
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査	◎	平成20年6月9日	監事監査等において厳正にチェックした。
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。	
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	独立行政法人	◎	平成19年12月21日	http://www.kokusen.go.jp/compe/pdf/mi-20071221_1.pdf
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。		独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
	このため、所要の条件整備を行う。		—	独法通則法改正法により対応。		
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。		独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、		独立行政法人	/	/	該当なし
	既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。					
	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。					
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月9日	監事監査等において、研修・宿泊施設の有効活用等について厳正にチェックした。
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	独立行政法人			内閣府官民競争入札等監理委員会等と調整のうえ、相模原事務所の企画・管理・運営については、平成20年度中に民間競争入札を実施する。 企業・消費者向け教育・研修事業については、平成21年度に官民競争入札を導入する。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ			
			達成度	達成時期	その他特記事項	
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	独立行政法人		5年間5%の人件費削減措置を今後とも着実に実施する。 総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日)。		
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	所管省庁	◎	平成20年4月30日	・俸給の引下げ ・特別手当の削減 ・昇給幅の抑制 ・管理職員及び補佐職員の人数の削減 ・管理職手当の縮減(手当を定額化し、国家公務員より低く設定)等の措置を講じた(20年度継続)	
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	所管省庁	◎	同上	同上	
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	所管省庁	◎	平成20年3月18日	理事長の報酬額 14,323千円	
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	独立行政法人	◎	平成20年6月30日	ホームページ(国民生活センターの概要>役職員に関する情報の提供のコーナー)においてガイドラインに基づき給与水準を公表した。	
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等とその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	独立行政法人	◎	役員(給与) 平成18年4月1日 (退職手当) 平成16年1月1日 職員 平成17年4月1日	既存の給与規程等により対応済み。	
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月9日	監事監査等に置いて、現行の給与水準について厳正にチェックした。
		評価委員会による事後評価	所管省庁			平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	独立行政法人	◎	役員 (給与) 平成18年4月1日 (退職手当)平成16年1月1日 職員 平成17年4月1日	役員に対しては、評価委員会の評価を報酬の一部及び退職金に反映する。 職員に対しては、目標管理の導入により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与に反映する。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独立行政法人		独法通則法改正法により対応。	
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—		独法通則法改正法により対応。	
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	ホームページ(国民生活センターの概要・業務、財務、評価及び監査に関する情報の提供のコーナー・規程集)において就業規則を公表している。
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	独立行政法人	○	平成20年度中	従来から実施しているホームページでの意見募集において、業務・マネジメントに関する国民の意見を適切に業務運営に反映すべく検討している。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	—			独法通則法改正法により対応。
	監事 評価委員会の委員				
	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。				

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。	—	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応。		
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。	—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。	—	独法通則法改正法により対応。		
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。	独立行政法人	◎	平成18年度	ホームページにおいて、該当がない旨公表している。 http://www.kokusen.go.jp/hello/index/html
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。	総務省			
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。	独立行政法人			該当なし
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	独立行政法人	◎	平成20年6月9日	監事監査等において厳正にチェックした。
		所管省庁			平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	独立行政法人	◎	平成19年度決算	平成19年度決算においては、業務類型区分ごとの費用分析を行うとともに、業務実績との関連性を独立行政法人評価委員会に供した。その評価を踏まえながら、効率的な業務運営を図ることとしている。
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	独立行政法人	◎	平成20年6月30日	平成19年度財務諸表附属明細表において、業務類型区分ごとセグメント情報を記載することとした。
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省	平成20年3月実施済		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(法人名:国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		
	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	独立行政法人	○	平成21年度中	常勤監事0人、非常勤監事2人 独法通則法改正法後に検討予定。 独法通則法改正法施行後検討。
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	独立行政法人	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ		
	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	独立行政法人	◎	平成20年6月9日	新たに随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況についてを重点項目として監査を実施した。
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	独立行政法人	◎	平成15年10月～	特殊法人等監事連絡会総会に出席する等して、他法人監事との情報交換等を行っている。
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	再掲。 2-(1)-①-ウ		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	独立行政法人	該当なし。		
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥事後評価の在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	所管省庁			
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	所管省庁			
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	所管省庁	該当なし		
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省			-
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	所管省庁	来年度以降の年度評価の際に検討。		
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	独立行政法人	◎	(給与) 平成18年4月1日 (退職手当) 平成16年1月1日	評価結果を役員の給与・退職金等の水準に反映させている。
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、 各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	-	独法通則法改正法により対応。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

(7) 情報開示の在り方

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	独立行政法人			
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、	行革事務局 総務省	行革事務局、総務省にて作業中(年内目途)		
	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	独立行政法人			総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(法人名: 国民生活センター)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
	事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、	独立行政法人			業務運営に要する経費について、毎年度、着実に効率化を図るとともに、随意契約見直し計画を実行する。
	寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。		別添5「独立行政法人に係る寄付金の状況及び増加に向けた取組等について」		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。		独立行政法人	◎	平成20年3月31日	随意契約によることのできる限度額の基準について引き下げを行い、国と同額の基準に設定した(契約事務取扱い規則を改正)。 平成20年4月～6月実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 4,090,045,898円(95.48%)、競争性のない随意契約 193,672,708円(4.52%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 50件(80.65%)、競争性のない随意契約 12件(19.35%)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、 競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。		独立行政法人	○	平成20年度	http://www.oist.jp/i/careers_7.html 見直し計画(競争性のない随意契約の割合) 件数(11.1%)、金額(41.3%)
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。		独立行政法人	◎	平成19年度	総合評価方式や企画競争を行う場合、競争性・透明性を十分に確保するため、参加者を公募し、評価方法の作成や落札者決定段階において、評価委員に当該分野の有識者を招聘するなど、第三者の意見を反映させるための方策を講じている。
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。
		評価委員会による事後評価	所管省庁			平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。		独立行政法人	◎	平成20年7月4日	http://www.oist.jp/j/careers_7.html
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。		総務省	◎	平成20年7月4日	

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。		独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
	このため、所要の条件整備を行う。		—	独法通則法改正法により対応。		
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。		独立行政法人	資産保有の必要性については適宜見直しを実施。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、		独立行政法人	/	/	金融資産は有しない。
	既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。					
	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。					
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月	監事監査において、保有資産の状況について、厳正なチェックを行った。
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	独立行政法人			現時点において適用の予定はない。 研究開発に関しては、官民競争入札は馴染まないと考えられる。一方、施設の清掃等管理や、事務系管理業務の一部については、既に外部委託を実施している。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ			
			達成度	達成時期	その他特記事項	
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	独立行政法人			沖縄機構は行政改革推進法による人件費総額削減の対象外。総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日)。	
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	所管省庁	◎	平成20年4月30日	(要請先の法人による措置) 今後の新規採用者の給与レベルを国家公務員相当とすることにより、一層の給与水準の引き下げに取り組む。	
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	所管省庁			該当なし	
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	所管省庁			該当なし	
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	独立行政法人	◎	平成20年6月30日		
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	独立行政法人	○	平成21年3月	平成19年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づいた評価を行った。今後、さらに業績、勤務成績等を役員の報酬及び職員の給与等に反映させることとしている。	
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月	監事監査において厳格なチェックを行った。
		評価委員会による事後評価	所管省庁			平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(法人名：沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないことを認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	独立行政法人	○	平成21年3月	平成19年度においては、全ての職員に対して能力・実績主義に基づいた評価を行った。今後、さらに業績、勤務成績等を役員の報酬及び職員の給与等に反映させることとしている。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独立行政法人	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	独法通則法改正法により対応。		
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	独立行政法人	◎	平成20年8月19日	機構のホームページ上で就業規則を公表済み。。
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	独立行政法人	◎	平成20年7月23日	機構のホームページに、国民のご意見・ご要望を聞くコーナーを設けた。今後、適切に業務運営に反映することとしている。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	—	独法通則法改正法により対応。		
	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。				

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。		—	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応。		
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。		—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。		—	独法通則法改正法により対応。		
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。		独立行政法人	—		
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。		総務省			
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。		独立行政法人	/	/	
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人	◎	平成20年6月	監事監査において、締結済み契約リストを用いて、適正な実施について厳正なチェックを行った。
		評価委員会における事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	独立行政法人	○	継続して実施	既に各予算配布部署毎の費用を明確にした上で、効果分析のための情報をマネジメントに提供しており、今後こうした取組をさらに進める。
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	独立行政法人	○	継続して実施	平成19年度の財務情報より、新たに研究事業を4つに区分したセグメント情報を評価委員会に対して報告した。
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		
	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	独立行政法人			現在：常勤0名、非常勤2名 今後の監事監査の充実については引き続き検討を行う。
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	独立行政法人	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ		
	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	独立行政法人	◎	平成19年度	従前より監事の事務補助職員が適切に監事監査の補助事務を行う体制となっている。
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	独立行政法人			
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	再掲。 2-(1)-①-ウ		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	独立行政法人	該当なし。		
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	所管省庁	○	平成21年3月	次期中期目標(平成21年度～)の策定時に、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。				
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	所管省庁	該当なし		
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	所管省庁	来年度以降の年度評価の際に検討。		
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	独立行政法人	○	平成21年3月	評価結果を職員の給与及びマネジメント体制等に反映している。役員については今後反映予定。
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	—	独法通則法改正法により対応。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦情報開示の在り方

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	独立行政法人			ニュースレターを定期的に発行し、またホームページを適宜更新することにより、法人全体の事業において、国民に対して分かりやすく説明する意識を徹底。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、	行革事務局 総務省	行革事務局、総務省にて作業中(年内目途)		
	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	独立行政法人			総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(法人名: 沖縄科学技術研究基盤整備機構)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
	<p>事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、</p>	独立行政法人			<p>随意契約見直し計画の着実な実施等により、費用削減を図っている。 (平成19年度に締結した競争性のない随意契約のうち75.8%を一般競争入札に移行することにより、約30百万円の経費削減が見込まれる。)</p>
	<p>寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。</p>		別添5「独立行政法人に係る寄付金の状況及び増加に向けた取組等について」		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

(法人名：北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
①	独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることのできる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう平成19年度中に措置する。	独立行政法人	◎	・随意契約によることのできる限度額等の基準：平成18年4月1日 ・契約に係る公表の基準：平成20年1月1日	平成20年4～6月実績 (金額ベース(単位：円)) 一般競争等 13,378,891円(100%)、競争性のない随意契約 0円(0%) (件数ベース(単位：件)) 一般競争等 3件(100%)、競争性のない随意契約 0件(0%)
②	各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	独立行政法人	○	平成20年度中	・随意契約見直し計画のリンク先アドレス http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/youshki10.pdf ・随意契約見直し計画の目標値(随意契約の割合)：0%
③	各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	独立行政法人	◎	平成20年4月1日	・公募の応募者が少数だった場合、より多くの応募者を募るため公募期間の延長を実施。 ・企画内容等を選考するため、審査委員会の設置や外部有識者の参加を得た選考会を開催。
④	随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	監事及び会計監査人による監査	◎	・監事監査：平成20年5月28日～30日、6月3日～5日 ・会計監査人監査：平成20年6月3日、11日	
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。	
⑤	各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	独立行政法人	◎	平成20年7月4日	http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/procurement/pdf/19followup.pdf
⑥	総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	総務省	◎	平成20年7月4日	「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」取りまとめ、公表。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(2) 保有資産の見直し

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	達成時期	その他特記事項
①	各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。		独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」		
	このため、所要の条件整備を行う。		—	独法通則法改正法により対応。		
②	各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。		独立行政法人	該当なし。 別添2-1「横断的事項のうち実物資産関係」	保有資産については評価委員会において適正に評価している。	
③	各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、		独立行政法人	/	/	該当なし
	既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。					
	また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。					
④	保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	監事による監査	独立行政法人	◎	・監事監査：平成20年5月28日～30日、6月3日～5日	
		評価委員会による事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(3)官民競争入札等の積極的な適用

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	独立行政法人	該当なし		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(4) 給与水準の適正化等

(法人名:北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	達成時期	その他特記事項
① ア	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	独立行政法人			常勤職員を1名削減するとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)を踏まえ、役職員の給与に関しては、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準じて、給与規程の改正を行った。総務省にて取りまとめ、公表(平成20年7月24日)。
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	所管省庁	—		
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	所管省庁	—		
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	所管省庁	◎	平成20年4月25日	理事長の報酬額(月額)948,000円(平成19年度)
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	独立行政法人	◎	従前より公表済み	
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	役員の報酬:独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づき、勤務実績に応じて期末特別手当に反映。 職員の給与等:独立法人北方領土問題対策協会職員給与規程に基づき、勤務実績に応じて査定昇給や勤勉手当に反映。
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事による監査	◎	監事監査:平成20年5月28日~30日、6月3日~5日	
		評価委員会による事後評価	所管省庁		平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないことを認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	独立行政法人	○: 目標管理の導入等 ◎: 勤務成績を給与等に反映	目標管理の導入等: 時期未定 勤務成績を給与等に反映: 平成15年10月1日	目標管理の導入については、所管府省等の実施状況を参考にしながら、実施を検討。
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	独立行政法人	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	独法通則法改正法により対応。		
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	公表方法: HP 公表事項: 就業規則(勤務時間、休憩時間、時間外勤務、休暇等について規定)
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	北方領土問題に関する啓発施設に意見箱を設置し、施設への要望や北方領土問題に対する意見募集を実施するとともに、交流事業等の実施の際にアンケートを行い、参加者の意見・要望等を事業運営の改善に繋げている。
カ	独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、	—	独法通則法改正法により対応。		
	監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。				

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画		実施主体	フォローアップ		
				達成度	実施時期	その他特記事項
ア	国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。		—	国家公務員法改正法(平成19年法律第108号)、独法通則法改正法により対応。		
イ	また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。		—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。		—	独法通則法改正法により対応。		
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。		独立行政法人	◎	17年度より公表済み	http://www.hoppou.go.jp/hokutaikyo/koukai/index3.html
	総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。		総務省	◎	平成20年3月	各法人のウェブサイト上の情報公開ページへのリンク集をe-govに掲載。
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。		独立行政法人	/		該当なし
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	監事及び会計監査人による監査	独立行政法人	◎	・監事監査：平成20年5月28日～30日、6月3日～5日 ・会計監査人監査：平成20年6月3日、11日	
		評価委員会における事後評価	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
 「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省	◎	平成20年1月29日	

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

④ 監事監査等の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		
	また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要があるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	独立行政法人	×		非常勤監事 2名、今後の常勤化の見込みなし。 (当法人の規模は小さく(職員数18名)、マネジメントの肥大化につながる常勤監事の設置は困難。)
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。	—	独法通則法改正法により対応。		
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。	独立行政法人	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ		
	また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	会計担当及び管理グループの職員が、監事監査及び監査法人監査の際に補助事務を行い、適切に対応している。
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	独立行政法人	◎	従前から監事連絡会により実施	
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	所管省庁	平成19年度業務実績評価の際にチェックを行った。		
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	—	再掲。 2-(1)-①-ウ		

「達成度」において、「◎」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。
「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑤外部監査の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	独立行政法人	再掲。 1-(1)-④ 2-(1)-②-カ 2-(1)-④-ウ		
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	所管省庁	独法通則法改正法により対応。		

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑥ 事後評価の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。	所管省庁	◎	平成20年4月1日	一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、中期目標の最終年度(平成24年度)における当該経費の総額の前中期目標の最終年度(平成20年度)に対して7%の削減、及び、業務経費の(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)の前年度比1%の経費の効率化という目標を設定している。 また、全国における各種大会や講演会、研修会、署名活動等が多くの都道府県で適切になされるよう働きかけ、これら活動の水準を100回以上の水準を維持するという数値目標を定めている。
	また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	所管省庁			該当なし
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	所管省庁	今後の業務評価については、関連法人に関する情報も含めて的確に把握した上で評価を実施する。		
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	総務省			
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。	所管省庁	来年度以降の年度評価の際に検討。		
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	独立行政法人	◎	平成15年10月1日	役職員の給与については、勤務実績に応じて期末特別手当の増減や査定昇給、勤勉手当の増減を実施しており、また役員の退職手当については、年度評価が勘案されその額が決定されており、評価結果が反映される仕組みとなっている。
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、	-	独法通則法改正法により対応。		
	各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。				

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

⑦情報開示の在り方

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	独立行政法人			北方領土問題等についての国民世論の啓発は、当協会の目的のひとつであり、情報開示による国民のより一層の理解の重要性について、協会内における定例会議等において職員の意識徹底を図っている。
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、	行革事務局 総務省	行革事務局、総務省にて作業中(年内目途)		
	独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	独立行政法人	◎	平成20年3月31日	総務省にて様式を指示(平成20年3月14日)。上記指示に基づき、情報開示を充実。当協会HPを訪問し易くなるよう、北方領土返還運動を実施している団体等が開設している関連HPと相互リンクを実施。
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	総務省			

「達成度」において、「○」と記載した場合は、「その他特記事項」に現在の進捗状況及び作業の方向性を記載。また、「×」と記載した場合は、「その他特記事項」にその理由を記載。

「達成度」において、事業又は勘定毎に進捗状況が異なる場合は、この旨「その他特記事項」に記載。

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(2)国からの独立行政法人への財政支出

(法人名: 北方領土問題対策協会)

項目	整理合理化計画	実施主体	フォローアップ		
			達成度	実施時期	その他特記事項
	<p>事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、</p>	独立行政法人			<p>事務・事業の見直しを行い、北方領土問題等に関する調査研究について、これまで恒常的に開催した北方領土問題研究会を廃止、毎年開催してきた国際シンポジウムは、必要に応じて開催。 随意契約の見直しを行い、北方四島交流事業(受入)の旅行代理店契約について、20年度より競争入札に移行。</p>
	<p>寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。</p>				